

令和7年第4回竜王町議会定例会（第1号）

令和7年12月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第78号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第79号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議第80号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議第81号 竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議第82号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第83号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第84号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第85号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 議第86号 令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第87号 令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第88号 令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第89号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第90号 令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第91号 動産の取得について
- 日程第17 議第92号 動産の取得について
- 日程第18 議第93号 動産の取得について
- 日程第19 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	内山英作	2番	三宅政仁
3番	若井政彦	4番	大橋裕子
5番	中村匡希	6番	鎌田勝治
7番	橘 せつ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	山田義明	12番	澤田満夫

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

1番	内山英作	4番	大橋裕子
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町	長	杼木 栄司	総務主監	凶司 明德
住民福祉主監		川嶋 正明	産業建設主監	森 徳男
会計管理者		寺本 育美	総務課長	町田 啓司
未来創造課長		岩田 宏之	中心核整備課長	織田 政則
税務課長		奥 敏和	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長		臼井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長		野村 博嗣	自立支援課長	小森久美子
農業振興課長		中島 孝之	商工観光課長	西村 忠晃
建設計画課長		中西 政也	上下水道課長	越智 裕彰
教育次長		森岡 道友	教育総務課長	沖 宏賢
学校教育課長		山中 博嗣	生涯学習課長	山中 知樹

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺嶋 要	書	記 後藤麻理奈
--------	------	---	---------

開会 午後1時00分

○議長（澤田満夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和7年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和7年竜王町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

はじめに、このたび、本町に2件の大変うれしいニュースが届きました。

1件目は、11月15日から26日まで開催されました「東京2025デフリンピック」におきまして、本町在住の森本真敏さんが男子ハンマー投げで見事銀メダルを獲得されました。本町では、町制施行70周年を機に本年10月、新たな表彰として「竜王町名誉町民」と「竜王町町民栄誉賞」を創設いたしました。森本さんのすばらしい功績を称え、12月3日付で表彰式を執り行い、竜王町町民栄誉賞（第1号）を贈呈することとなりました。森本さんは、過去同種目で金メダルを獲得されておりまして、また世界記録を持っておられます。本受賞が広く町民の皆様の励みとなり、スポーツ振興はもとより、地域全体のさらなる活力向上につながることを期待しております。

2件目は、滋賀県中学校駅伝大会で竜王中学校男子駅伝チームが優勝され、12月14日に希望が丘文化公園で行われる全国大会に出場されます。可能な限り応援をお願いいたします。

次に、「コンプライアンス確認」について申し上げます。

令和2年11月25日に本町職員が官製談合防止法違反で逮捕されてから5年が経過いたしました。本不祥事を決して風化させることがないように、毎年11月25日は「コンプライアンス確認の日」と位置づけ、本年もミカン法律事務所中野弁護士による「地方自治体職員に求められるコンプライアンス」についての研修を実施いたしました。職員の法令等遵守意識が低下することのないよう、再発防止策に掲げた内容を継続して行ってまいります。

次に、物価高騰対策等を柱とする一般会計18.3兆円の総合経済対策が閣議

決定されました。本町におきましても引き続き、国や県の対策の動向を注視し、必要な施策や事務処理等について遅滞なく対応してまいります。

次に、令和8年度の予算編成でございますが、第六次総合計画で定めました、10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む新時代へのチャレンジ～」の実現に向けた施策を引き続き推進してまいります。

令和8年度には、新竜王小学校の開校を迎えます。これまで着実に進めてきた中心核整備事業が形となって成果を上げる段階に至り、教育環境の充実に大きく寄与するものと期待しております。

一方で、物価高騰の影響等により、今後はこれまで以上に財政需要の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、町民福祉の維持を第一に考えつつも、前例踏襲にとらわれることなく、より踏み込んだ事業の取捨選択や見直しを進め、効率的で持続可能な財政運営に努めてまいります。

最後に、本定例会で提案申し上げます案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（澤田満夫）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

さて、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（澤田満夫）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、1番 内山英作議員、4番 大橋裕子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第 2 会期の決定**

**○議長（澤田満夫）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月23日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 78号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 79号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議第 80号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議第 81号 竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議第 82号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 83号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 84号 令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第 85号 令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 議第 86号 令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第 87号 令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第 88号 令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第 89号 令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第 90号 令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第 91号 動産の取得について
- 日程第17 議第 92号 動産の取得について
- 日程第18 議第 93号 動産の取得について

○議長（小西久次） 日程第3 議第78号、竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第18 議第93号、動産の取得についてまでの16議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました議第78号から議第93号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第78号、竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の基準としている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましても一部改正されたことにより、将来的に地域限定保育士が制度化されるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第79号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の基準としている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに併せて国の基準を引用する内容へ変更するため、既存の条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議第80号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の基準としている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに併せて国の基準を引用する内容へ変更するため、既存の条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議第81号、竜王町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、設備や職員の配置基準のほか、安全計画の策定、衛生管理及び食事の提供などの基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第82号、竜王町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、災害時等の非常時には他の市町村の指定工事店を利用できるように、一部改正を行うものでございます。

次に、議第83号、竜王町給水条例の一部を改正する条例につきましては、災

害時等の非常時には、他の市町村の指定業者による工事実施を可能にするため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第84号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が130億909万5,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ8億758万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,668万円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、ふるさと納税において寄附の増加を見込んでいることから、歳入予算としまして、未来につなぐふるさと交産寄附金を増額しております。あわせまして、歳出予算としまして、寄附金の増額分について、未来につなぐふるさと交産基金への積立金を増額するとともに、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

これに加えて、令和7年度末までに事業が完了できない見込みとなっているもの等について繰越明許費の追加を、債務負担行為については早期に事業着手したいことから追加及び変更を、地方債については追加及び限度額を変更するものでございます。

次に、議第85号、令和7年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、歯科におきまして、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、6,123万9,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,125万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としまして、歳出予算におきまして、竜王町職員の旅費に関する条例の一部改正により日当、宿泊料が改正されたことから、特別旅費を増額するとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴い前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第86号、令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が6,760万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,769万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしまして、歳出予算におきまして、物価高騰の対策に伴

い資材費を増額するとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴い前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第87号、令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が9億9,829万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ430万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億259万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としまして、歳出予算におきまして、介護予防サービス給付費等の増額をするとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴う国・県の負担分等について増額するものでございます。

次に、議第88号、令和7年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、1億6,932万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,944万円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としまして、歳出予算におきまして、被保険者の所得更正により過年度還付予定額が増加したため、保険料還付金を増額するとともに、歳入予算におきまして、歳出予算の補正に伴う滋賀県広域連合からの保険料還付金を増額するものでございます。

次に、議第89号、令和7年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和7年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億5,809万7,000円に50万円を追加し、3億5,859万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしまして、漏水による舗装本復旧対応箇所増加に伴い、配水及び給水費を50万円増額するものでございます。

次に、議第90号、令和7年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和7年度竜王町下水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額4億9,968万2,000円に今回、16万2,000円を追加し4億9,984万4,000円に、また、第4条で定めました資本的支出の既決予定額4億2,269万7,000円につきましては、総額に増減はございませんが、予算の組替えをさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしまして、収益的支出につきましては、マンホールポン

プ場の維持管理費の増額に伴い、管渠費 16万2,000円を増額するものでございます。

資本的支出につきましては、管渠築造費のうち、工事請負費については、公共下水道接続工事の舗装本復旧の一部前倒し等に伴い1,200万円を増額するとともに、委託料については、委託業務に係る入札執行残の1,200万円を減額することにより、総額の変更なく予算の組替えを行うものでございます。

次に、議第91号、動産の取得についてにつきましては、図書館システム一式の購入でございまして、去る10月30日に指名型プロポーザルを実施した結果を基に、大阪府大阪市中央区城見1丁目4番24号のNECネクサソリューションズ株式会社関西支社、支社長福田和徳より、金額2,363万9,000円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

参考までに物品の内容は、業務用デスクトップパソコン1台、カウンター用デスクトップパソコン3台、業務用ノートパソコン2台など図書館システム一式を購入するものでございまして、納期につきましては、令和8年1月31日の予定でございます。

次に、議第92号、動産の取得についてにつきましては、災害時用備蓄品（テント式パーティション）の購入でございまして、去る10月15日に事後審査型条件付一般競争入札を執行した結果を基に、滋賀県栗東市目川1061番地の株式会社奥山ポンプ商会栗東営業所、営業所長保井憲史より、金額1,188万440円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

参考までに物品の内容は、テント式パーティション268セットを設置するものでございまして、納期につきましては、令和8年3月25日の予定でございます。

次に、議第93号、動産の取得についてにつきましては、防災用キッチンカーの購入でございまして、去る11月25日に見積り徴取しました結果を基に、滋賀県蒲生郡竜王町岡屋768番地4の有限会社徳本輪業、代表取締役徳本明彦より、金額876万685円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する

る条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

参考までに物品の内容は、防災用キッチンカー1台であり、1.5トントラックにキッチンカーを架装するものでございます。災害時に避難所等において温かい食事を提供するためのものであり、平時においては道の駅等で活用し、地域振興、防災啓発に役立てるものでございまして、納期につきましては、令和8年3月25日の予定でございます。

以上、議第78号から議第93号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第84号の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（澤田満夫）** 町田総務課長。

**○総務課長（町田啓司）** ただいま町長から、議第84号、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料4ページの令和7年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明いたします。

電算プログラム開発業務委託料1,629万円の増額につきましては、滋賀県6町行政情報システム共同利用事業による内部事務系システムのリプレースについて、デジタル活用推進事業債を活用するため、システムの導入に係る初期費用分を増額するものでございます。

次に、ふるさと納税推進費といたしまして手数料4,300万円、業務委託料1億8,900万円の増額につきましては、現予算から4億円の寄附の増加を見込んでいることから、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

次に、通学定期補助金150万円の増額につきましては、今年度における当該補助金の申請者が昨年度の実績に基づく想定数よりも増加しているため、補助金の増額を行うものでございます。

次に、扶助費といたしまして、自立支援給付費3,300万円の増額につきましては、障がい福祉サービスの給付件数の増加に伴い増額するものでございます。

次のページに移りまして、福祉医療扶助費301万5,000円の増額につきましては、高校生世代等において1件当たりの扶助費の増加傾向を踏まえ、執行見込みにより増額するものでございます。

次に、介護予防プラン作成委託料107万3,000円の増額につきましては、要支援介護認定者の増加に伴うサービス利用者の増加に伴い増額するものでござ

います。

次に、後期高齢者医療負担金 2 2 2 万 4, 0 0 0 円の増額につきましては、令和 6 年度市町負担金の額が確定し、療養給付費分が追加で徴収されることとなったため増額するものでございます。

次に、放課後児童健全育成事業委託料 7 2 3 万 4, 0 0 0 円の増額につきましては、国の要綱の一部改正に伴い補助単価が変更されたため、委託料の増額を行うものでございます。

次に、過年度子ども・子育て支援事業交付金国庫支出金返還金 1, 0 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、令和 6 年度分の実績報告において、職員人員配置数の減少等により放課後児童健全育成事業委託料を減額したことから、国に補助金を返還するための費用でございます。

次に、農業委員会委員報酬 1 7 2 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、農業委員の活動実績に応じて県からの交付金が追加で割り当てられたため、能率給分について増額するものでございます。

次に、農地集積協力助成金 1, 1 4 1 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、農地の集積・集約化が促進された結果、新たに 4 地域が助成金の交付要件を満たすこととなったため増額するものでございます。

次に、水利施設管理強化事業補助金 2 0 6 万円の増額につきましては、土地改良法の一部改正により、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画を作成した場合、予算面で支援されることに伴い県からの補助金が増額されたため、また、かんがい期の猛暑により電気代が想定よりも増加したため、補助金の増額を行うものでございます。

次に、県単独土木建設事業負担金 1, 0 7 0 万円の増額につきましては、今年度に県が行う建設事業に要する経費として、県の道路改築事業の進捗により、当初予算でお認めいただきました額との差分について増額するものでございます。

次に、河川愛護作業補助金 4 0 1 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、機械化を実施する自治会が増加したこと及び実績見込みにより不足が生じるため、増額するものでございます。

次に、全国瞬時警報システム更新工事 2 1 7 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、国の送信システムがシステム更改を予定しており、市町村の J アラート受信機についても更新する必要があることから増額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交電基金積立金 4 億円の増額につきましては、未

来につながふるさと交電寄附金の増加を見込むことから積立金を増額するものでございます。

次に、公共施設維持管理基金積立金6,023万円の増額につきましては、須惠、西川及び鶴川地先の町有地の売却分について積立てを行うことから増額するものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、4ページに戻りまして、主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金1,650万円の増額につきましては、自立支援給付費の2分の1について国が負担することにより増額するものでございます。

次に、地域子ども・子育て支援交付金241万1,000円の増額につきましては、放課後児童健全育成事業に要する費用の3分の1について国が補助することにより増額するものでございます。

次に、消防団設備整備費補助金157万8,000円の減額につきましては、小型ポンプの購入について、国の補助を想定しておりましたが、不交付の決定がなされたことから減額するものでございます。

次に、県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金825万円の増額につきましては、自立支援給付費の4分の1について県が負担することにより増額するものでございます。

次に、福祉医療費補助金166万5,000円の増額につきましては、福祉医療扶助費のうち県補助分について増額するものでございます。

次に、地域子育て支援事業費交付金241万1,000円の増額につきましては、放課後児童健全育成事業に要する費用の3分の1について県が補助することにより増額するものでございます。

次に、農業委員会費交付金199万7,000円の増額につきましては、農業委員の活動実績に応じて追加で交付されることとなったことから増額するものでございます。

次に、担い手農地集積促進事業費補助金1,141万5,000円の増額につきましては、農地の集積・集約化に関する取組に対する町補助に対して県が全額補助することにより、増額するものでございます。

次に、農地防災事業補助金204万8,000円の減額及び農業水路等長寿命化事業補助金204万8,000円の増額につきましては、科目誤りにより正し

い科目に組み替えるものでございます。

次に、水利施設管理強化事業補助金154万5,000円の増額につきましては、連携管理保全型への移行分及び電気代高騰分の2分の1について国が、4分の1について県が補助することにより増額するものでございます。

次に、河川愛護活動事業委託金401万9,000円の増額につきましては、河川愛護作業補助金の増額補正に対して県が全額補助することにより増額するものでございます。

次に、町債につきまして、デジタル活用推進事業債1,330万円の増額につきましては、滋賀県6町行政情報システム共同利用事業による内部事務系システムのリプレースに係る初期費用について、起債による90%の充当が可能であることから、当該費用について増額するものでございます。

次に、消防防災設備整備事業債230万円の増額につきましては、小型動力ポンプ整備事業について、国による補助が不交付になったことに伴い、必要経費の一部に起債を充てることとしたため増額するものでございます。

次に、緊急防災減災事業債210万円の増額につきましては、全国瞬時警報システム更新工事217万8,000円の増額分について、起債による100%の充当が可能であることから、当該費用について増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、土地売却収入523万円の増額につきましては、竜王町鶴川地先の町有地売却に伴う収入分でございます。

次に、未来につなぐふるさと交電寄附金4億円の増額につきましては、寄附の増加を見込むため増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金2億3,521万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額に係る繰入れ分でございます。

次に、前年度繰越金9,872万円の増額につきましては、今回の補正予算に伴い、不足する財源に対応するため増額するものでございます。

次に、5ページの繰越明許費でございますが、令和8年度へ繰り越して実施する事業を記載しております。これらは、事業の進捗等により、令和7年度末までに完了できない見込みとなっているものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、来年度における業務の実施に向けて、円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから追加及び変更を行うものでございます。

最後に、地方債補正でございますが、先ほど歳入において説明しましたとおり、

事業実施の財源とするため追加及び変更を行うものでございます。

以上、令和7年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

○議長（澤田満夫） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議員派遣について

○議長（澤田満夫） 日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（澤田満夫） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時38分